

[16] 一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

中核市移行に伴い、県で行っていた介護保険サービス等の指定、指導監督の事務を本市が行うこととなるため、今後全ての介護保険サービス事業者等の指定、指導監督の事務を本市が行うことになります。

今まで本市で行っていた介護保険サービス等の人員や設備等に関する基準とこれから本市で行う介護保険サービス等の人員や設備等に関する基準をあわせて、一つの条例として制定するとともに、既存条例を改正します。

2 制定及び改正する条例

(1) 制定する条例

厚生労働省令	愛知県条例	市条例
①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
②指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
③指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準		
④介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準		
⑤介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準		

[次ページに続く]

(2) 改正する条例

厚生労働省令	市条例（改正前）	市条例（改正後）
①指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例	一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
②指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準		
③指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
④指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		

3 独自基準について

省令に従い定める規準のほか、独自基準を定めるものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
暴力団の排除	申請者の要件、事業の運営に関して、暴力団を排除することを求める。	愛知県と同じ
記録の保存	5 年間 (省令の基準は 2 年間)	愛知県と同じ
指定介護老人福祉施設（ユニット型を除く。）の居室の定員	知事が認めた場合には 2～4 人も可。 (省令の基準は 1 人)	愛知県と同じ (市長が認めた場合には 2～4 人も可。)

4 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日